

1 相模川下流域観光環境整備について

(説明者：経済部長)

(1) 主な意見等

- 相模川の観光環境の向上を図るため、年間を通じ利用可能な施設として、訪れる観光客が利用できる公衆用トイレ、駐車場等を整備する。いずれも、身体障害者等へ配慮した施設とする。

(2) 結 果

原案を決裁処理とする。

2 ものづくり成長産業支援施設（S I C－3）の整備について

(説明者：経済部長)

(1) 主な意見等

- 現在の支援施設（S I C）は商業系地域に立地しており製造業の操業には制限があることから、工業系用途地域に建設し更なる支援をしていきたい。
- S I Cで育った企業が独立し市内で操業できるよう支援していきたい。
- 工業系用途地域への整備でも騒音がひどいと地域の理解が得られないのではないか。
⇒ 製造業については法規制があるので、ひどい騒音を出す企業は無い。
- 現地にある畜産振興協会はどうなるのか。
⇒ 改修する建物に入居する予定。

(2) 結 果

原案を一部修正し上部会議へ付議する。

3 相模原市都市公園条例の一部改正について

(説明者：環境保全部長)

(1) 主な意見等

- 使用日数が70日とあるがその理由は。
⇒グラウンドの芝を維持するため使用は70日程度が限界である。
- 新しい受益者負担の考え方からいけば妥当な料金設定。
- 競技場としてサッカーJ2の公式試合はできるのか。
⇒動画対応の電光掲示盤が必要になるため現状ではできない。本施設の掲示盤は静止画対応のもの。

(2) 結 果

原案を決裁処理とする。

4 新たなEMS、省エネ法等改正における関連事務について

(説明者：環境保全部長)

(1) 主な意見等

- 今までのシステムを活用し省エネ法改正に対応していく。
- 市の環境方針は変更するのか。
⇒新しい環境基本計画が来年度から始まるので、計画に沿った環境方針に改める。

(2) 結 果

原案を決裁処理とする。